

伊奈町教育委員会後援等の承認及び教育長賞の交付に関する事務取扱要綱

伊奈町教育委員会後援等の承認及び教育長賞の交付に関する事務取扱要綱（平成19年教育委員会要綱第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊奈町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が事業を後援し、又は教育長賞を交付する場合における取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 後援 主催者の事業の趣旨に賛同し、名義貸与の協力を行うことをいう。
- （2） 共催 主催者の事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
- （3） 協賛 主催者の事業の趣旨に賛同し、事業の実施に要する物品等の提供を行うことをいう。
- （4） 教育長賞 主催者を通じて教育委員会教育長名をもって成績優秀者に賞状等を交付することをいう。

（主催者の承認基準）

第3条 後援、共催及び協賛（以下「後援等」という。）の承認又は教育長賞の交付を行う事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- （1） 国又は地方公共団体
- （2） 学校及び学校の連合体
- （3） 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）
- （4） 町内を活動拠点とし、スポーツ、芸術、文化等の振興に寄与する団体（所在は町外にあるが、町内における活動実績があり、スポーツ、芸術、文化等の振興に寄与すると考えられる事業を実施するものを含む。）
- （5） その他教育委員会が適当と認める団体

（事業の承認基準）

第4条 教育委員会が後援等の承認又は教育長賞の交付（以下「後援等の

承認等」という。)を行う事業は、教育委員会の方針に合致し、教育委員会の施策の推進に寄与するものと認められる事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 目的及び内容が、町の芸術、文化及びスポーツの振興並びに教養及び町民福祉の増進等に寄与すると認められる事業で、公共性のあるものであること。

(2) 広く町民を対象とした事業であること。

(3) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分である事業であること。

(4) 主催者が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあっては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。

(5) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号のうち第2号に掲げる要件に限り該当しないが、教育委員会のイメージの向上に寄与することが期待できる事業については、当該事業の内容を審査の上、必要に応じ、後援等の承認等を行うことができるものとする。

3 教育長賞を交付する事業は、前2項のいずれかの規定に該当する事業であって、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるものとする。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援等の承認等を行わないものとする。

(1) 特定の政治団体若しくは宗教団体が主催する事業、政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業又は特定の政治団体若しくは宗教団体を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする事業

(2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのある事業

(4) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業

(5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業

(6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる事業

(7) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事業

(申請手続)

第5条 後援等の承認等を受けようとする者は、伊奈町教育委員会後援等承認・教育長賞交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業を主催する団体の定款、寄附行為、規約、沿革その他の団体の概要が分かる書類
- (2) 役員及び事業関係者の住所、氏名、役職名等を明らかにする書類
- (3) 事業計画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (4) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行った団体は、当該後援等の承認等の申請に係る他の事業について、当該申請を行った日の属する年度に前項第1号及び第2号に掲げる書類を提出した場合において、その内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(承認の決定)

第6条 教育委員会は、前条による申請があったときは、速やかに内容を審査し、後援等の承認等を行うことを決定したときは伊奈町教育委員会後援等承認・教育長賞交付承認通知書(第2号様式)により、後援等の承認等を行わないことを決定したときは伊奈町教育委員会後援等不承認・教育長賞交付不承認通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する承認通知書には、必要に応じて次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 原則として、職員等の派遣は行わないこと。
- (2) 原則として、事業に係る経費負担は行わないこと。
- (3) 申請後に開催内容を変更した場合には直ちに届け出ること。
- (4) 教育委員会が後援等をする事業としてふさわしくない行為があると認められる場合は、後援等を取りやめること。
- (5) 町の公の施設を利用する場合でも、後援等の承認を理由に当該施設の使用料の免除又は減免は行わないこと。

(変更の届出)

第7条 後援等の承認等の決定を受けた団体は、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに承認事項変更届出書（第4号様式）に当該変更事項を記載して、教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(後援等の承認等の決定の取消し)

第8条 教育委員会は、後援等の承認等の決定をした事業に関し次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、当該後援等の承認等の決定を取り消すことができる。

(1) 申請書の記載及び添付書類等の記載、作成、取得等に偽りその他の不正行為があったとき。

(2) 法令に違反した行為等があったとき、又はあると予見されるとき。

(3) 後援等の承認等の決定に付した条件に違反する事実のあるとき。

(4) 前条本文の規定による変更の届出をしなかったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により後援等の承認等の決定を取り消したときは、速やかに、伊奈町教育委員会後援等承認・教育長賞交付承認取消通知書（第5号様式）により後援等の承認等の決定を受けた団体に通知するものとする。

3 第1項の規定により、後援等の承認等の決定を取り消された団体は、交付を受けた伊奈町教育委員会後援等承認・教育長賞交付承認通知書及び教育長賞を直ちに教育委員会に返還するものとする。

4 町は、第1項の規定により後援等の承認等の決定を取り消された団体が、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(報告書の提出等)

第9条 後援等の承認又は教育長賞の交付を受けた者は、事業の終了後、速やかに事業実績報告書（第6号様式）を教育委員会に提出するものとする。

2 入場料又は参加料を徴収する事業を行った者は、前項に規定する報告書に収支報告書を添付するものとする。

(後援等の承認等の状況の報告)

第10条 所属長は、毎年1回、後援等の承認等の状況を取りまとめ、教育委員会に報告するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の伊奈町教育委員会後援等の承認及び教育長賞の交付に関する事務取扱要綱の規定によりなされた承認、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の伊奈町教育委員会後援等の承認及び教育長賞の交付に関する事務取扱要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式(第5条関係)

伊奈町教育委員会後援等承認・教育長賞交付申請書

年 月 日

(宛先)

伊奈町教育委員会

申請者 (事業の主催者)	団体名			
	代表者氏名			
	所在地			
	電話番号			
申請の内容	後援・共催・協賛の承認・教育長賞の交付 (該当項目に○印を記入)			
事業の名称				
事業の目的				
事業の内容				
開催期日	年 月 日() ~ 年 月 日()			
開催場所	所在地			
	会場		電話番号	
参加対象者	(参加予定人員 名)			
入場料・参加料等	無・有(円) 徴収目的:入場料・参加料・その他()			
町教育委員会以外の 後援申請(予定)状況				
教育長賞の交付	表彰年月日 年 月 日()			
前回の承認実績	無・有(年 月 日開催)			
連絡責任者	氏名		電話番号	
	住所			
回答送付先	<input type="checkbox"/> 申請者住所 <input type="checkbox"/> 連絡責任者住所			

(添付書類)

- 1 事業を主催する団体の定款、寄附行為、規約、沿革その他の団体の概要が分かる書類
- 2 役員及び事業関係者の住所、氏名、役職名等を明らかにする書類
- 3 事業計画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類
- 4 事業に係る収支予算書(料金を徴収するときに限る。)

第2号様式(第6条関係)

伊奈町教育委員会後援等承認・教育長賞交付承認通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町教育委員会教育長

年 月 日付けの申請については、次のとおり承認しましたので、通知します。

事業の名称	
承認の区分	後援名義の使用・共催名義の使用・協賛名義の使用・推薦名義の使用・伊奈町教育委員会教育長賞の交付
承認の条件	(1) 原則として、職員等の派遣は行いません。 (2) 原則として、事業に係る経費負担は行いません。 (3) 申請後に開催内容を変更した場合には、直ちに承認事項変更届出書を提出してください。 (4) 事業が終了した場合には、速やかに事業実績報告書を提出してください。 (5) 教育委員会が後援等をする事業としてふさわしくない行為があると認められる場合は、この承認の決定を取り消します。この場合において、何らかの損失が生じたとしても、町は、その補償の責めを負いません。 (6) 町の公の施設を利用する場合でも、この承認等を理由に当該施設の使用料の免除又は減免は行いません。 (7) 伊奈町教育委員会教育長賞の交付にあつては、賞状は主催者で用意してください。

第3号様式(第6条関係)

伊奈町教育委員会後援等不承認・教育長賞交付不承認通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町教育委員会教育長

年 月 日付けの申請については、次の理由により不承認とします。

事業の名称	
不承認の理由	

第4号様式(第7条関係)

承認事項変更届出書

年 月 日

(宛先)

伊奈町教育委員会

所在地

申請者

(主催者) 団体名

代表者名

年 月 日付 発第 号で承認を受けた事業の内容について、下記
のとおり変更がありますので届け出ます。

承認年月日及び承認番号	年 月 日付 第 号	
事業の名称		
変更事項	変更前	変更後
変更理由		
その他		

第5号様式(第8条関係)

伊奈町教育委員会後援等承認・教育長賞交付承認取消通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町教育委員会教育長

年 月 日付 第 号で申請のあった事業について承認を決定しましたが、次の理由により取り消しましたので通知します。

事業の名称	
取消しの理由	

第6号様式(第9条関係)

事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

伊奈町教育委員会

所在地

申請者

(主催者) 団体名

代表者名

年 月 日付 第 号で承認を受けた事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

承認の内容	後援・共催・協賛の承認・教育長賞の交付 (該当項目に○印を記入)
事業の名称	
開催期日	年 月 日() ~ 年 月 日()
開催場所	所在地 会場 電話番号
参加者数	
入場料・参加料等	無・有(円) 徴収目的: 入場料・参加料・その他() ※有の場合は、収支決算書を必ず添付してください。
事業概要	
事業実施による成果	
伊奈町教育委員会 教育長賞 受賞者	※伊奈町教育委員会教育長賞の交付を受けた場合のみ記載してください。